

南区の冬の気象状況

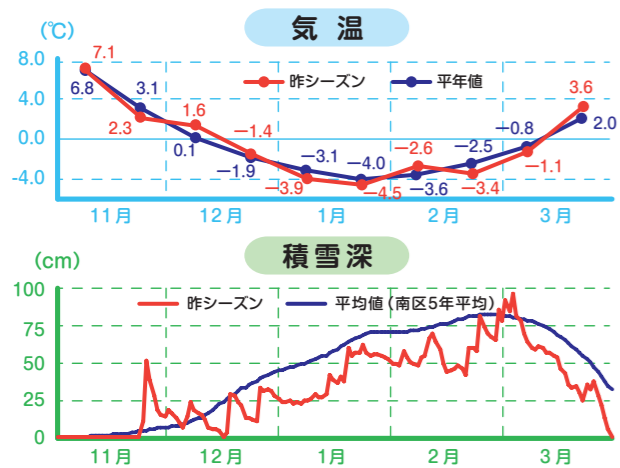
昨シーズンの状況

昨シーズンは11月に記録的な大雪が降ったあと、全市的には小雪の傾向を示していましたが、南区の中でも特に南側の方では例年と変わらない量の雪が降りました。

今シーズンの見通し

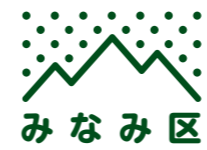
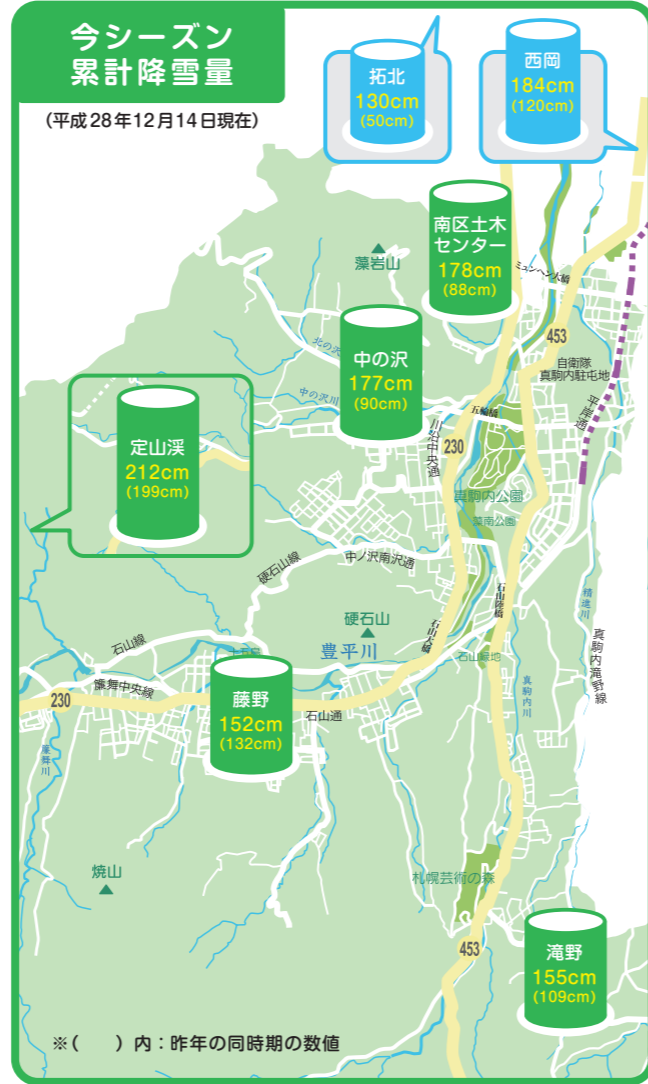
札幌管区気象台発表の「3か月予報」によると、今年度は気温は平年並みか少し高い傾向であり、また降雪量は平年並みと予測されています。

南区土木センター 昨シーズンの観測値



今シーズン 累計降雪量

(平成28年12月14日現在)



冬みち便り

vol.1

保存版

このリーフレットでは、南区のみなさまに4回にわたり、市の除排雪の情報や南区の取組をお伝えしていきます。

札幌市南区土木部
平成28年12月22日発行

主な除雪スケジュール

冬には除雪の仲間たちがそれぞれの特技を活かして除雪作業を行っています。道路の状況などによって様々な作業の種類がありますが、第1号では生活道路の**新雪除雪**について詳しく紹介します。(今後もこれに続いて第4号まですべての作業を紹介していきます。)



いまココ!

12月
新雪除雪・路面整正

1月
ぼくはロータル!
回転式の赤い羽根で雪をかきこんで上のシュートで飛ばします!

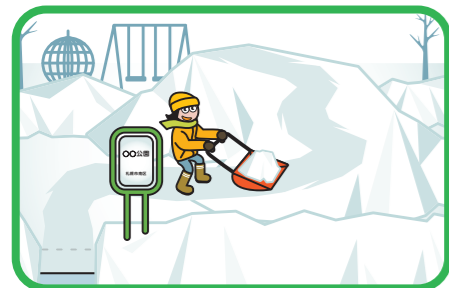
2月
ぼくはグレードン!
おなかについているブレードで、道路上の雪をかき分けたり、凹凸の路面を削って平らにします。

3月
運搬排雪

公園の雪入れ利用について

遊具や樹木の損傷、また事故を誘発する恐れがあるため、公園に雪を入れることは**原則禁止**ですが、町内会と札幌市とで**覚書**を取り交わし、**責任とルール**を明確にすることで、公園を地域の雪置き場として活用することができます。(お問合せ → 南区土木センター)

公園利用のルール



❶ 重機での搬入は禁止! 家庭用の除雪用具をお使いください。



❷ 雪を搬入するスロープ(斜面)は、道路方向には向けず緩やかに! 子どもがスロープから滑り降りると危険です。



❸ 遊具や樹木の周りに雪を置くのはやめましょう! 公園設備の損傷や事故の恐れがあります。

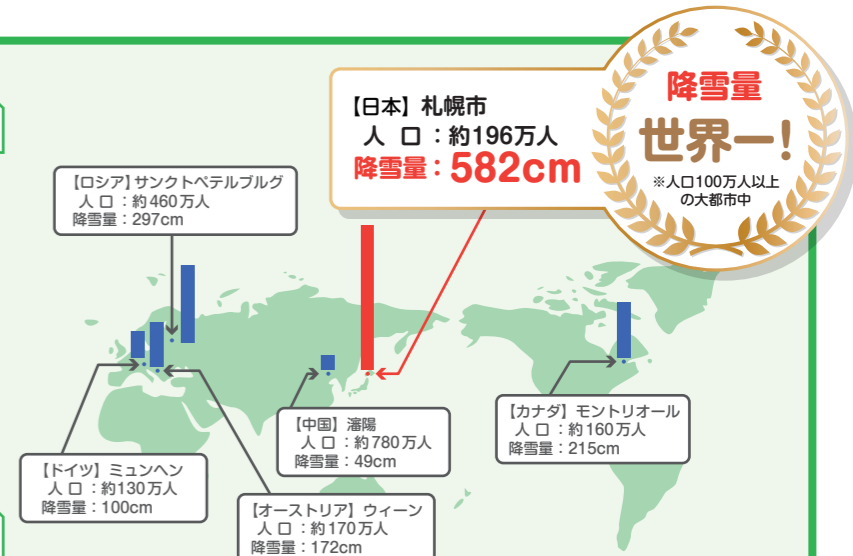
たくさんの雪が降るまち・札幌

約196万人が住む大都市・札幌。このような大きな都市に年間約6mもの雪が降ることは、世界中を見てもとてもめずらしいことです。そんなまちに住む私たちにとって、雪と共に暮らすのは大変なことでもあります。これからもみんなで工夫し、手を取り合って雪と一緒に上手に暮らしていくことが大切です。

札幌市の除排雪の規模



夜中の約6時間の間に、数百台もの除雪車を動かして除雪します。公共性の高い歩道、除雪車が通れるだけの幅の広い歩道を除雪します。雪堆積場に運び込むことを事前に計画している排雪の量です。全体予算の約半分が年1回の排雪が必要になります。町内会と懇談会を実施し、地域の除雪の課題や危険箇所を共有しています。



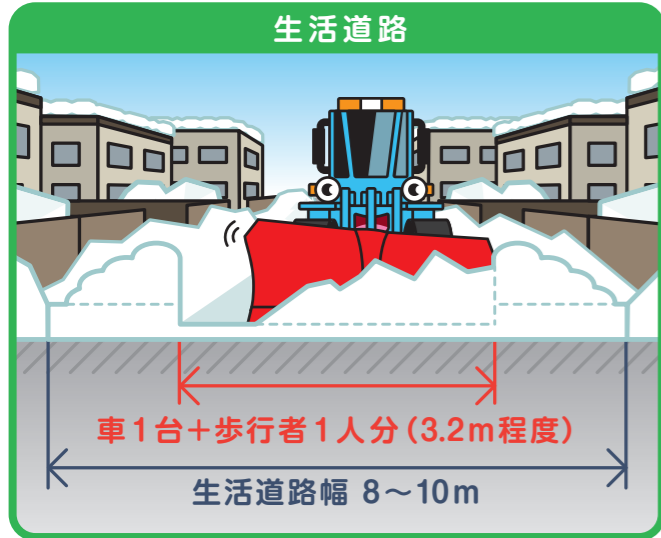
発行	札幌市南区土木部維持管理課	
お問合せ	区の除雪事業について	▶ 札幌市南区土木部維持管理課 (南区土木センター) 電話: 011-581-3811
	区の除雪作業について	▶ 北地区除雪センター 電話: 011-583-6851 ▶ 南地区除雪センター 電話: 011-573-9222 <small>※お住まいの区域の除雪センターについては、冬のくらしガイドや、札幌市南区ホームページにてご確認ください。</small>
今後のリーフレット発行予定	▶ 第2号 1/12(木) ▶ 第3号 1/26(木) ▶ 第4号 2/16(木)	このリーフレットのバックナンバーを札幌市南区ホームページに掲載する予定です。 札幌市南区 除雪関連 <input type="text"/> 検索



生活道路の新雪除雪

新雪除雪とは

雪が降り積もった後に、まずいち早く道路の通行を確保するため、道路上の雪をかき分けて道路の脇に寄せる作業(かき分け除雪)のことです。

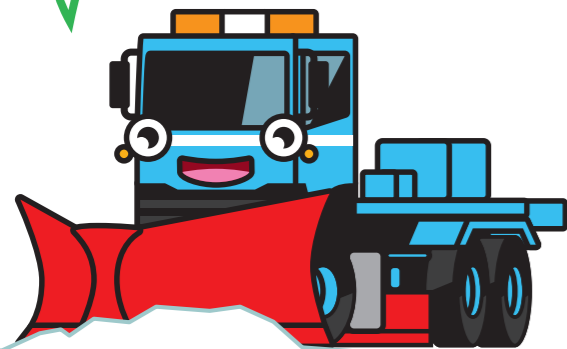


幹線道路と生活道路の違い

都市活動を支える「幹線道路」は多くの車がスムーズに通行できるよう、少しでも道幅を広くしなければなりません。

一方、住宅街などに広がる多くの「生活道路」は、幹線道路まで出られる道幅が確保できるよう、また脇に寄せる雪の量を少しでも減らせるように、必要最低限の幅で除雪を行います。

どうかご理解とご協力をお願いします!!



新雪時の除雪作業スケジュール

1 気象予報確認・パトロール ~23:00

独自の予測システムで判断

除雪出動の判断を行う「より所」として、気象庁の予報に加え、市内近郊47か所に設置した独自の観測点データを活用し、降雪予測システムを運用しています。

南区内の観測点は、南区土木センター、藤野、定山溪など、計6か所に設置されています。

新雪時の作業判断基準

- ・目安として10cm以上の降雪があり、人や車の通行が難しいと判断される時
- ・風雪や地吹雪で、吹きだまりの発生が予想される時

2 作業計画・出動準備 23:00~深夜0:00

3 除雪作業 深夜0:00~朝6:00

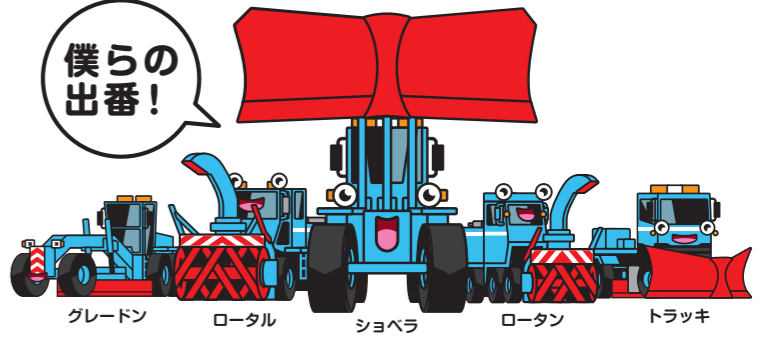


主に除雪ができる時間帯は
深夜の6時間

除雪作業は「時間とのたたかい」

札幌市の全域で降雪があった場合に市が除雪しなければいけない道路の延長は、**約5,416km!** (札幌と沖縄県石垣島を往復できる距離)

この距離を深夜の6時間で除雪しなければなりません。(除雪車1台あたり約10kmほど)



僕らの出番!

間口除雪のお願い!

新雪除雪の際、市では「かき分け除雪」を行っています。玄関前などの間口に残った雪の処理にご協力ください。



朝方に大雪が降った場合、

作業が朝の交通ラッシュと重なってしまい、混乱が予想される場合、除雪の出動を見合わせる場合があります!

朝の通勤・通学を妨げてしまい、安全の確保も難しいので、出動できないよ!



その他、こんなときにも除雪が入らない場合があります。

- ・降った雪がすっかり踏み固まっているとき
- ・地吹雪による視界不良などで作業上の安全が確保できないとき
- ・雪は降ったがすぐに融けると思われるとき

朝のラッシュ

朝方に大雪が降ったら...

このままやると間に合わないよ~

路上駐車は除雪作業の妨げになります!

作業が遅れたり、除雪自体ができなくなるなど、近隣住民が迷惑します。

「自動車の保管場所の確保等に関する法律(通称:車庫法)」では「道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない」としています。道路上の同一場所に引き続き12時間以上駐車した者又は夜間に引き続き8時間以上駐車した者は、20万円以下の罰金に処されます。(自動車の保管場所の確保等に関する法律の第11条、同法第17条)

